

2013年度 環境活動レポート



(本社西側より伊那山地・南アルプスを望む)

2014年5月15日 発行
(集計期間：2013年4月～2014年3月)

 **INA KINZOKU**
伊那金属工業株式会社
<http://www.inakinzoku.co.jp/>

目次

| | |
|--|----|
| 1. 組織の概要 | 3 |
| 2. 対象範囲 | 4 |
| 環境活動組織 | 4 |
| 3. 環境方針 | 5 |
| 4. 環境目標と実績 | 6 |
| 環境負荷の現状 | 6 |
| 目標値と実績 | 6 |
| 5. 環境活動計画と取り組み結果および評価 | 7 |
| ① 二酸化炭素排出量の削減 | 7 |
| ② 廃棄物排出量の削減 | 8 |
| ③ 水使用量の削減 | 8 |
| ④ 水質汚濁防止法の遵守 | 9 |
| ⑤ 化学物質使用量の維持管理 | 10 |
| ⑥ グリーン購入の推進 | 11 |
| ⑦ 環境に関する情報の積極的な提供 | 12 |
| 活動計画外の環境に関わる活動 | 12 |
| 次年度の取り組み内容 | 13 |
| 6. 環境関連法規制等の遵守状況の確認および評価 | 15 |
| 水質汚濁防止法 | 15 |
| 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（公害防止組織整備法） | 16 |
| 毒物及び劇物取締法 | 16 |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法） | 17 |
| 消防法 | 18 |
| 7. 代表者による評価と見直し | 19 |
| 環境方針 | 19 |
| 目標・環境活動計画 | 19 |
| その他の環境経営システムの各要素 | 19 |

1. 組織の概要

- (1) 名称 伊那金属工業株式会社
創立 1965年（昭和40年）
- (2) 代表者 代表取締役社長 平澤 泰斗
- (3) 所在地 〒399-4431 長野県伊那市西春近 5212
- (4) 事業内容 自動車部品、建築部品、電気部品、スチール家具部品への
硬質アルマイト処理、亜鉛めっき、ニッケルクロムめっき
- (5) 事業規模（2014年4月24日現在）
従業員数 12名
延べ床面積 2000 m²
立地条件 住宅地
- (6) 環境管理責任者及び担当者
環境管理責任者 常務 平澤 泰忠
環境管理委員会事務局 平澤 泰忠（兼務）
- (7) 連絡先 TEL : 0265-72-4107
FAX : 0265-72-4108
E-mail : info@inakinzoku.co.jp



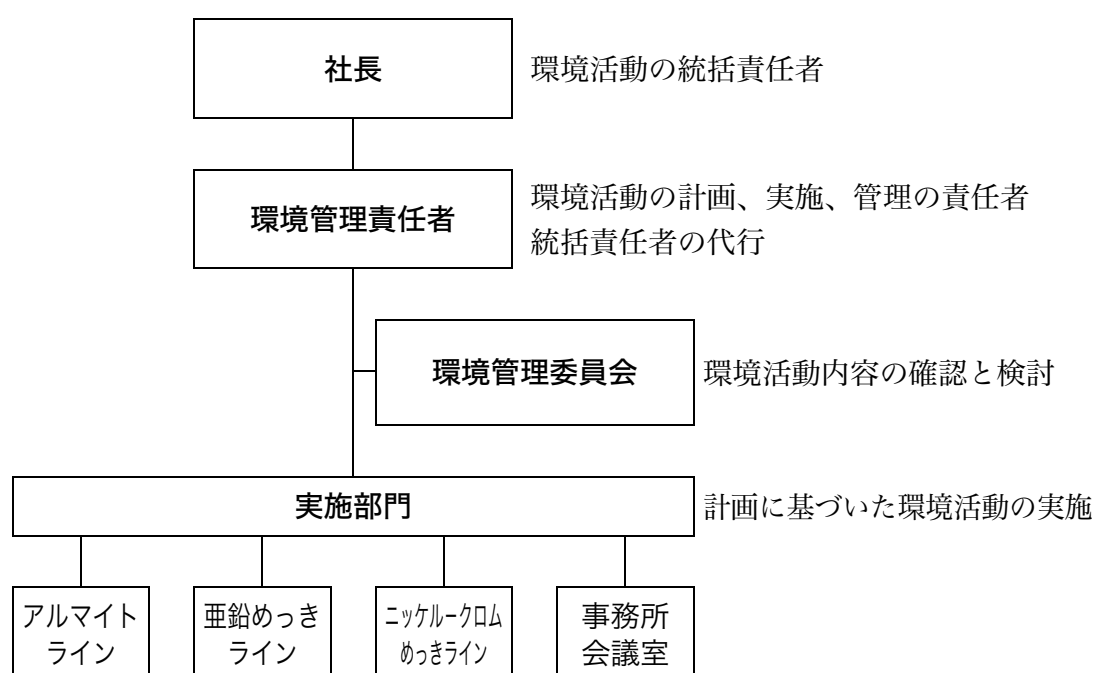
（本社・工場外観）

2. 対象範囲

本社

- アルマイトライン
- 亜鉛めっきライン
- ニッケル-クロムめっきライン
- 事務所・会議室

環境活動組織



3. 環境方針

環境方針

基本理念

「私たちは豊かな自然環境の保全に努め、自然と共存する」

方針

当社の基本理念に基づき、表面処理加工を主とする事業活動を通じて、環境管理活動に取り組み、環境調和型企業を目指して活動し、地球環境との共生を図ります。

1. 事業活動を通じて、環境に与えている影響を捉え、技術的、経済的に可能な範囲で環境目標を定め、全社員が参加して環境マネージメントの継続的改善に努めます。
2. 環境法規制を遵守し、環境汚染の予防に努めます。
3. 具体的取り組み内容
 - ① 二酸化炭素排出量の削減（重油、灯油、電力使用量の削減）
 - ② 廃棄物の削減
 - ③ 水使用量の削減
 - ④ 水質汚濁防止法の遵守（法規制値内の維持）
 - ⑤ 化学物質使用量の維持管理
 - ⑥ グリーン購入の推進
 - ⑦ 環境に関する情報の積極的な提供
4. 全社員に環境方針の理解と意識の向上を図り、環境方針を達成する。
環境方針は、顧客、供給者及び社外へ必要に応じて公開します。



エコアクション21
認証・登録番号0003366

2011年4月1日

伊那金属工業株式会社
代表取締役社長

平澤 泰斗

4. 環境目標と実績

環境負荷の現状

エコアクション21（2009年版）のガイドライン「環境への負荷の自己チェック」に沿って、過去3年間の環境負荷のチェックを行いました。

当社における温室効果ガス（二酸化炭素）排出量、廃棄物排出量、総排水量（水使用量）ならびに化学物質使用量は、以下の通りです。

| 環境負荷項目 | | 単位 | 2010年度 | 2011年度 | 2012年度 |
|------------------------------|------|--------------------|-----------|-----------|-----------|
| 温室効果ガス（CO ₂ ）排出量* | | Kg-CO ₂ | 509,364 | 515,425 | 523,873 |
| 廃棄物排出量 | | t | 17.94 | 21.42 | 20.90 |
| 総排水量 | | m ³ | 32,081 | 32,434 | 33,494 |
| 化学物質使用量 | | Kg | 2356.25 | 1523.74 | 1285.08 |
| エネルギー 使用量 | 購入電力 | MJ | 5,786,636 | 5,730,851 | 5,883,019 |
| | 化石燃料 | MJ | 3,492,638 | 3,456,490 | 3,472,567 |

※ CO₂排出係数：0.474

目標値と実績

二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、水使用量について、2008～10年度（3年間）の実績の平均に対して、中期目標として2016年度までに付加価値1万円につき5%削減を目標とし、2013年度は3%の削減としました。

また、水質汚濁防止法を遵守するため、排水のpHおよび排水中の六価クロム濃度は法規制値、亜鉛濃度については暫定基準値内に維持することとし、これより厳しい目標値を設定しました。

※ 現在、電気めっき業による排水中の亜鉛濃度は暫定基準値が適用されています。

さらに、化学物質使用量については維持管理を目標とし、グリーン購入の推進ならびに環境情報の積極的な提供についても目標を設定しました。

※ エコアクション21（2009年版）では化学物質使用量の削減が求められていますが、当社においては製品の仕様により削減が困難であるため、維持管理を目標としています。

| 項目 | 単位 | 2008~10年度 実績 (平均) | 2013年度 目標 | 2013年度 実績 |
|--------------------------|----------------------------------|-----------------------|-----------------|-----------------------------|
| ① 二酸化炭素排出量 ^{※1} | Kg-CO ₂ ^{※2} | 54.9 | 53.3 (-3%) | 50.0(-6.2%) |
| ② 廃棄物排出量 | Kg ^{※2} | 2.28 | 2.21 (-3%) | 2.85(+29%) |
| ③ 水使用量 | m ³ ^{※2} | 3.76 | 3.65 (-3%) | 3.11 (-15%) |
| ④ 1) 排水のpH | — | 5.8~8.2 ^{※4} | 5.8~8.2 | 6.6~8.2 |
| 2) 排水中の六価クロム濃度 | mg/L | 0.5 以下 ^{※4} | 0.25 以下 | 0.07 以下 |
| 3) 排水中の亜鉛濃度 | mg/L | 5.0 以下 ^{※5} | 2.0 以下 | 0.83 以下 |
| ⑤ 化学物質使用量 | Kg ^{※2} | 228 ^{※6} | 定期的な確認 | 144 |
| ⑥ グリーン購入 | % ^{※3} | 50 ^{※7} | 対象事務用品の 購入推進 | 56.5 |
| ⑦ 環境に関する情報提供 | — | — | 提供する 内容の充実 | ホームページ更新 小学生向け 冊子への出稿 |

※1 CO₂排出係数：0.474

※2 付加価値1万円あたりに換算

※3 事務用品の購入件数ベースでの比率

※4 法規制値

※5 電気めっき業に適用される暫定基準値（法規制値は2mg/L以下）

※6 2010年度（単年度）の実績

※7 2012年度（単年度）の実績

廃棄物排出量のみ、目標値を達成することができませんでした。環境整備の一環として実施した廃材処理量が計上されたこと、さらに排水処理のスラッジが年度初（前年度からの蓄積分）と年度末ともに排出されたことが大きな要因となっています。これらの排出を計上しない場合は2.01kgとなり、目標値を下回りました。

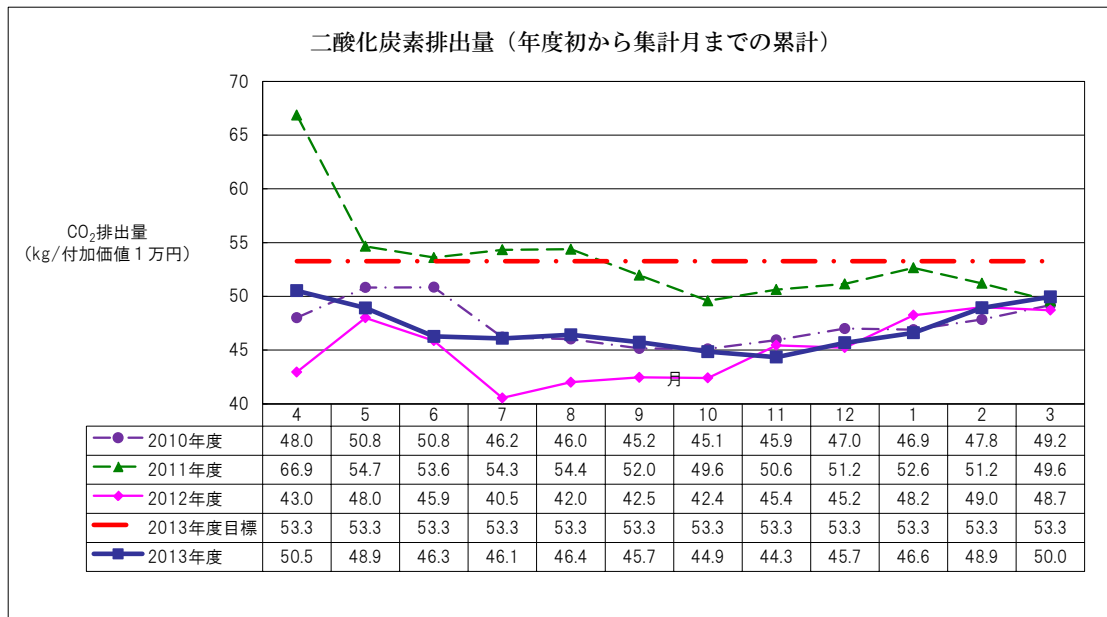
5. 環境活動計画と取り組み結果および評価

評価基準：◎良く出来た ○出来た △さらに取り組みが必要

① 二酸化炭素排出量の削減

目標：付加価値1万円あたり排出量 2008~10年度平均比 -3%

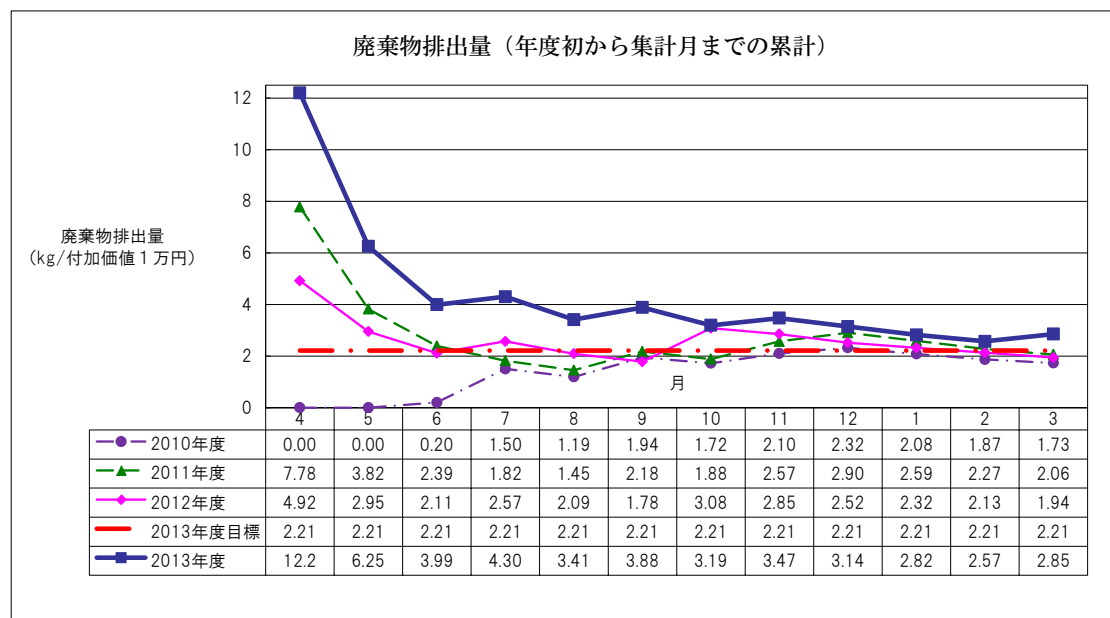
| 計画 | 評価 |
|--------------------------|----|
| 1) 電力量監視器によるピーク電力の監視 | ◎ |
| 2) 蒸気加熱の適切な管理（蒸気同時供給の制限） | ○ |



② 廃棄物排出量の削減

目標： 付加価値1万円あたり排出量 2008～10年度平均比 - 3%

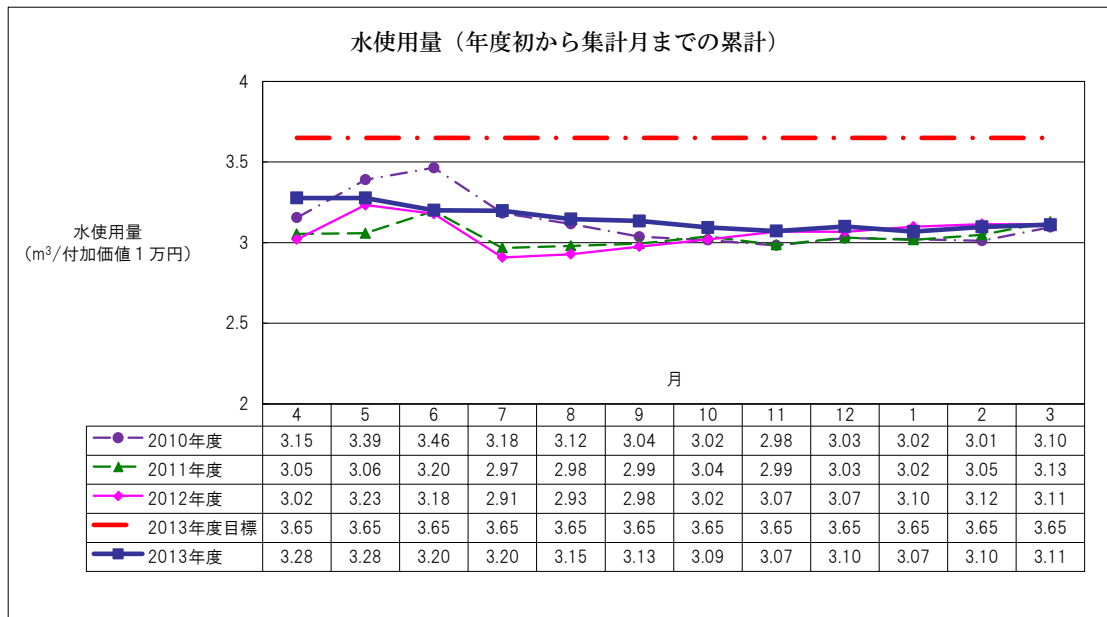
| 計画 | 評価 |
|-----------------------|----|
| 1) 廃プラスチックの減量（容積を減らす） | ◎ |
| 2) スラッジの含水率低減 | ○ |



③ 水使用量の削減

目標： 付加価値1万円あたり使用量 2008～10年度平均比 - 3%

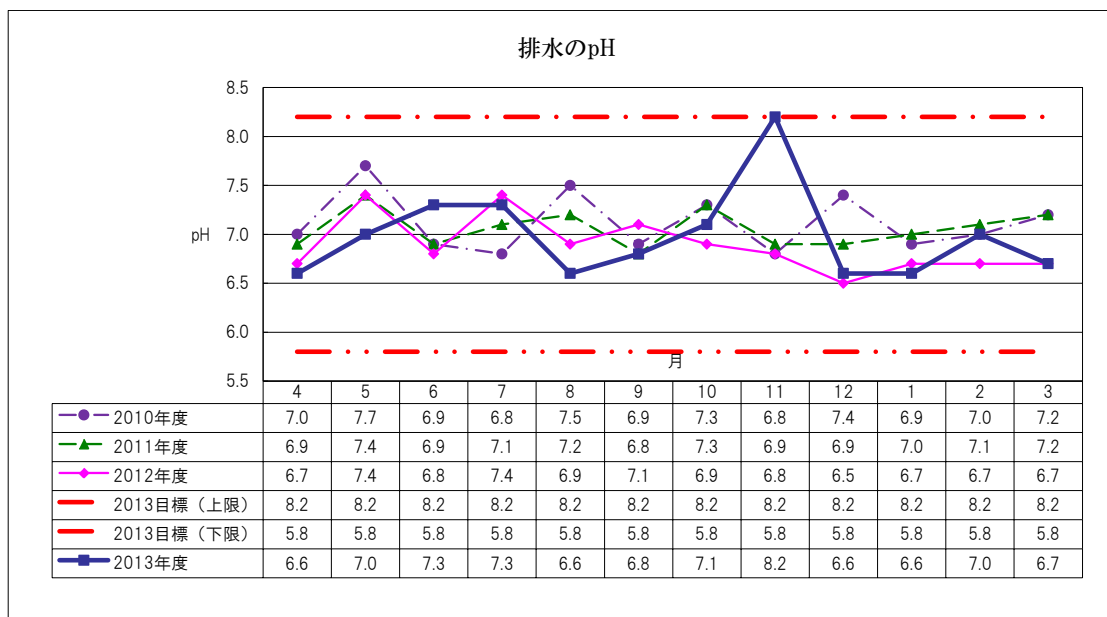
| 計画 | 評価 |
|----------------|----|
| 1) 未使用水洗槽のバルブ閉 | ◎ |



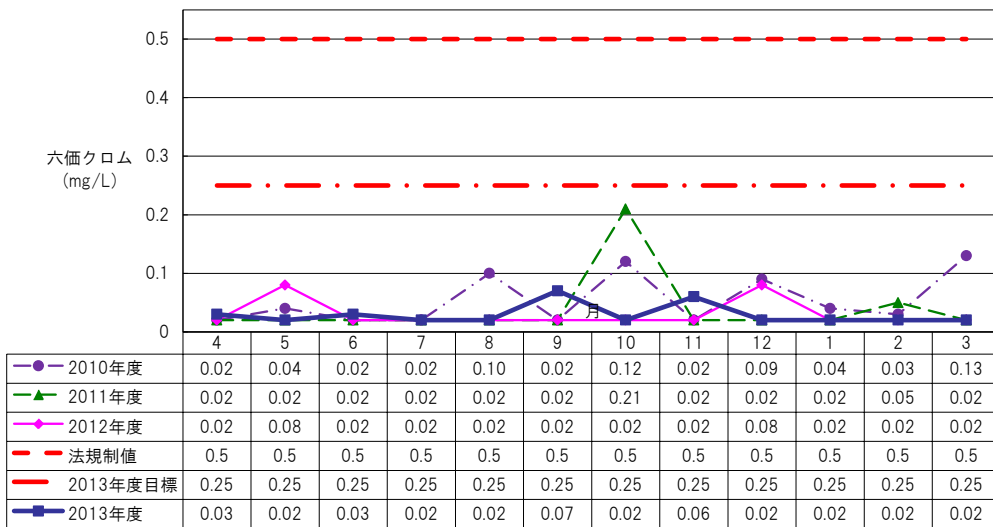
④ 水質汚濁防止法の遵守

- 目標： 1) 排水のpH=5.8~8.2
 2) 排水中の六価クロム濃度：0.25 mg/L 以下
 3) 排水中の亜鉛濃度：2.0 mg/L 以下

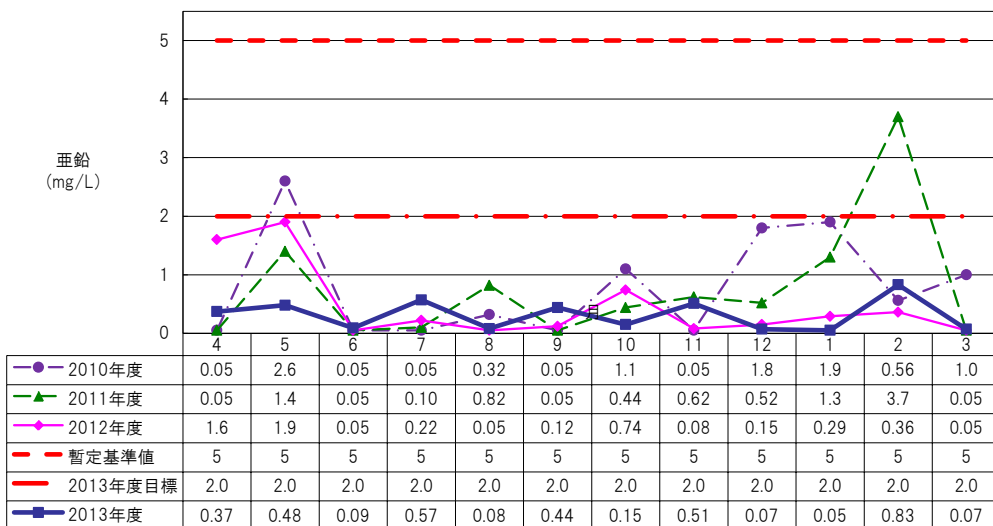
| 計画 | 評価 |
|----------------|----|
| 1) 排水のpHの適切な管理 | ○ |
| 2) 六価クロム系排水の監視 | ◎ |
| 3) 高濃度亜鉛排水の監視 | ◎ |



排水中の六価クロム濃度



排水中の亜鉛濃度

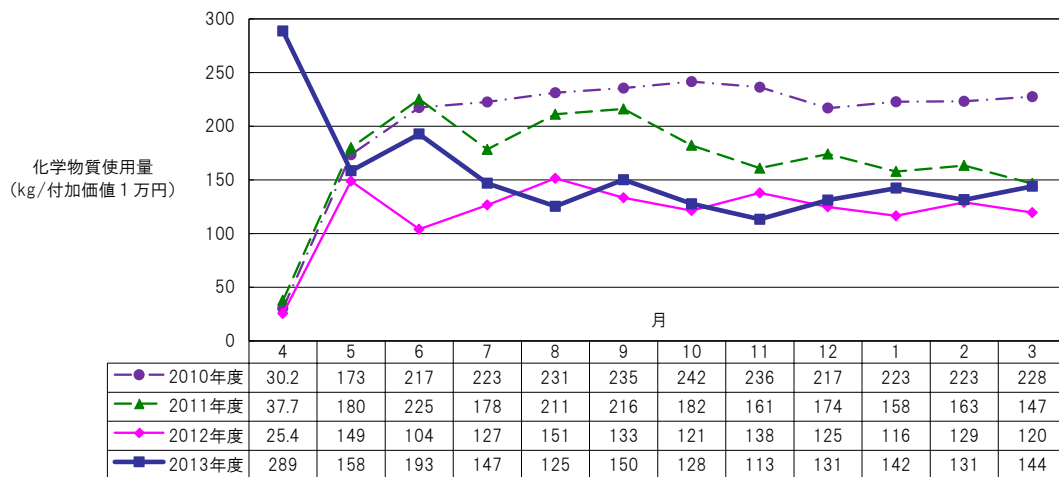


⑤ 化学物質使用量の維持管理

目標： 化学物質使用量の定期的な確認

| 計画 | 評価 |
|------------------------|----|
| 1) P R T R制度対象物質使用量の集計 | ◎ |
| 2) 使用化学物質（薬品）の確認 | ◎ |

化学物質使用量（年度初から集計月までの累計）

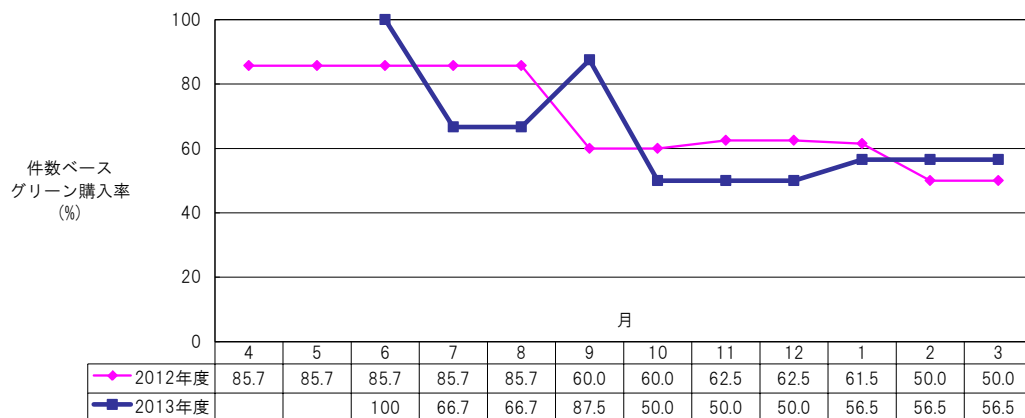


⑥ グリーン購入の推進

目標： グリーン購入対象事務用品の購入推進

| 計画 | 評価 |
|--------------------|----|
| 1) グリーン購入対象事務用品の購入 | ◎ |

グリーン購入率（年度初から集計月までの累計）



⑦ 環境に関する情報の積極的な提供

目標： 提供する内容の充実

| 計画 | 評価 |
|----------------------|----|
| 1) ホームページ上の環境活動情報の拡充 | ◎ |
| 2) 小学生向け冊子への出稿 | ◎ |



(小学生向け冊子への出稿内容)

活動計画外の環境に関わる活動

緊急時対応訓練

薬品運搬中に漏洩が発生した場合を想定した訓練を行いました。



工場構内の環境整備

当社の工場付近は湧水が豊富であり、構内には水路が通過しています。随時構内の緑化と、余剰となった工業用水（湧水）を生かした水場の整備に取り組んでいます。



環境配慮型製品の生産

- 亜鉛めっき製品については従来六価クロムによるクロメート処理を行ってきましたが、製品中に微量ながら発がん性物質である六価クロムを含有していることから、2006年に主要製品について三価クロメート処理への切り替えを実施しました。現在、一部の指定品を除いた9割以上の亜鉛めっき製品を三価クロメート処理品として生産しています。
- 2008年より、従来の鉄製品より軽い、自動車ブレーキ向けアルミニウム製ピストンへの硬質アルマイト処理品を積極的に生産しています。自動車の重量減に貢献しており、二酸化炭素排出量の削減につながっています。
- シアン含有液および有機溶剤は使用していません。

次年度の取り組み内容

2014年度から3年間の中期目標は、次の通りです。

| 項目 | 中期目標 (2016年度までに) |
|----------------|--------------------------------|
| ① 二酸化炭素排出量 | 付加価値1万円あたり排出量 2008～10年度平均比 -6% |
| ② 廃棄物排出量 | 付加価値1万円あたり排出量 2008～10年度平均比 -5% |
| ③ 水使用量 | 付加価値1万円あたり使用量 2008～10年度平均比 -6% |
| ④ 1) 排水のpH | 5.8 ~ 8.2 (法規制値) |
| 2) 排水中の六価クロム濃度 | 0.20 mg/L 以下 (自主規制値) |
| 3) 排水中の亜鉛濃度 | 2.0 mg/L 以下 (法規制値*) |
| ⑤ 化学物質使用量 | 使用量の定期的な確認 |
| ⑥ グリーン購入 | 事務用品のグリーン購入率 60%以上 |
| ⑦ 環境に関する情報提供 | 提供する内容の充実 |

※ 現在、排水中の亜鉛濃度は暫定基準値 (5mg/L 以下) が適用されています。

また、2014年度の取り組み内容は次の通りです。

① 二酸化炭素排出量の削減

目標： 付加価値1万円あたり排出量 2008～10年度平均比 -4%

| |
|---------------------------|
| 1) 電力量監視器によるピーク電力の監視 |
| 2) 蒸気加熱の適切な管理 (蒸気同時供給の制限) |

② 廃棄物排出量の削減

目標： 付加価値1万円あたり排出量 2008～10年度平均比 - 3%

- | |
|-----------------------|
| 1) 廃プラスチックの減量（容積を減らす） |
| 2) スラッジの含水率低減 |

③ 水使用量の削減

目標： 付加価値1万円あたり使用量 2008～10年度平均比 - 4%

- | |
|----------------|
| 1) 未使用水洗槽のバルブ閉 |
|----------------|

④ 水質汚濁防止法の遵守

目標： 1) 排水のpH=5.8～8.2
2) 排水中の六価クロム濃度：0.20 mg/L 以下
3) 排水中の亜鉛濃度：2.0 mg/L 以下

- | |
|------------------------|
| 1) 排水処理各工程におけるpHの適切な管理 |
| 2) 六価クロム系排水の監視 |
| 3) 高濃度亜鉛排水の監視 |

⑤ 化学物質使用量の維持管理

目標： 化学物質使用量の定期的な確認

- | |
|------------------------|
| 1) P R T R制度対象物質使用量の集計 |
| 2) 使用化学物質（薬品）の確認 |

⑥ グリーン購入の推進

目標： 事務用品のグリーン購入率 50%以上

- | |
|---------------------------|
| 1) 事務用品のグリーン購入対象品への切り替え推進 |
|---------------------------|

⑦ 環境に関する情報の積極的な提供

目標： 提供する内容の充実

- | |
|----------------------|
| 1) ホームページ上の環境活動情報の拡充 |
| 2) 学習冊子・環境広告等への出稿 |

6. 環境関連法規制等の遵守状況の確認および評価

当社の企業活動に伴い遵守すべき環境関連法規制およびその遵守状況は、以下の表の通りです。

水質汚濁防止法

第二条 第一項 第二号該当（特定工場：電気めっき施設）

対象施設：アルマイトライン、亜鉛めっきライン、ニッケルクロムめっきライン、排水処理施設

管理部門：事務所

| 該当する条項 | 対応事項 | 遵守状況 |
|--|--|------|
| 第五条 (特定施設等の設置の届出) | 特定施設の構造等の届け出（県知事） | 問題なし |
| 第七条 (特定施設等の構造等の変更の届出) | 構造等の変更事項の届け出（県知事） | 問題なし |
| 第九条 (実施の制限) | 設置又は構造等の変更の届け出後、 60日以内の設置又は変更の禁止 (ただし、県知事の認定による期間短縮措置あり) | 問題なし |
| 第十条 (氏名の変更等の届出) | 名称等の変更事項の届け出（県知事） | 問題なし |
| 第十二条 (排出水の排出の制限) | 排水基準に適合しない排出水の 排出禁止 | 問題なし |
| 第十二条の三 (特定地下浸透水の浸透の制限) | 特定地下浸透水の浸透禁止 | 問題なし |
| 第十二条の四 (有害物質使用特定施設等に係る 構造基準等の遵守義務) | 有害物質使用特定施設の構造、設備 及び使用の方法に関する基準の遵守 | 問題なし |
| 第十四条 (排出水の汚染状態の測定等) | 排出水の汚染状態の測定、 結果の記録、保存 | 問題なし |
| | 適切な排水口の位置及び排出方法の実施 | 問題なし |
| | 有害物質使用特定施設の定期点検、 結果の記録、保存 | 問題なし |
| 第十四条の四 (事業者の責務) | 汚水又は廃液の公共用水域への排出 又は地下への浸透の状況の把握 | 問題なし |
| | 汚水又は廃液による公共用水域又は 地下水の水質の汚濁の防止のために 必要な措置の実施 | 問題なし |

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（公害防止組織整備法）

第二条 第二号該当（汚水等排出施設）

対象施設：アルマイトライン、亜鉛めっきライン、ニッケルクロムめっきライン、排水処理施設

管理部門：事務所

| 該当する条項 | 対応事項 | 遵守状況 |
|---------------------|---------------------|------|
| 第四条 (公害防止管理者の選任) | 有資格者からの公害防止管理者の選任 | 問題なし |
| | 構造等の変更事項の届け出（県知事） | 問題なし |
| 第六条 (代理者の選任) | 有資格者からの公害防止管理代理者の選任 | 問題なし |
| | 公害防止管理代理者の届け出（県知事） | 問題なし |

※ 第三条に定めのある公害防止統括者については、
当社は常時使用する従業員数が20人以下のため、選任は不要です。

毒物及び劇物取締法

第二十二条 第一項該当（業務上取扱者）

対象施設：毒物劇物貯蔵倉庫

管理部門：事務所

| 該当する条項 | 対応事項 | 遵守状況 |
|-------------------------|--------------------|------|
| 第二十二条 (業務上取扱者の届出等) | 使用する毒物劇物等の届け出（県知事） | 問題なし |
| | 変更事項の届け出（県知事） | 問題なし |
| 第二十二条第四項 (毒物劇物取扱責任者) | 毒物劇物取扱責任者の配置 | 問題なし |
| | 毒物劇物取扱責任者の届け出（県知事） | 問題なし |
| (毒物又は劇物の取扱) | 毒物劇物の盗難及び紛失の防止 | 問題なし |
| | 毒物劇物の漏えい及び地下浸透の防止 | 問題なし |
| | 毒物劇物への飲料用容器の使用禁止 | 問題なし |
| (毒物又は劇物の表示) | 容器への毒物劇物の表示 | 問題なし |
| | 貯蔵場所への毒物劇物の表示 | 問題なし |

※ 当社は化学物質排出把握管理促進法（P R T R法）の対象化学物質を取り扱っていますが、
従業員数が20名以下のため、対象事業者には該当しません。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

対象施設：廃棄物置場

管理部門：事務所

| 該当する条項 | 対応事項 | 遵守状況 |
|------------------------------------|-----------------------------------|------|
| 第十二条 (事業者の処理) | 産業廃棄物保管基準の遵守 | 問題なし |
| | 登録された産業廃棄物運搬業者 及び処分業者への委託の遵守 | 問題なし |
| | 産業廃棄物の運搬 又は処分の委託基準の遵守 | 問題なし |
| | 産業廃棄物の運搬 又は処分委託時の処理状況の確認 | 問題なし |
| 第十二条の二 (事業者の 特別管理産業廃棄物に係る処理) | 特別管理産業廃棄物保管基準の遵守 | 問題なし |
| | 登録された特別産業廃棄物運搬業者 及び処分業者への委託の遵守 | 問題なし |
| | 特別産業廃棄物の運搬 又は処分の委託基準の遵守 | 問題なし |
| | 特別産業廃棄物の運搬 又は処分委託時の処理状況の確認 | 問題なし |
| | 有資格者からの 特別管理産業廃棄物管理責任者の配置 | 問題なし |
| 第十二条の三 (産業廃棄物管理票) | 産業廃棄物管理票の交付 | 問題なし |
| | 産業廃棄物管理票の保存 | 問題なし |
| | 産業廃棄物管理票の写しの 確認および保存 | 問題なし |
| | 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の 作成および提出（県知事） | 問題なし |
| | 産業廃棄物管理票の写しの 未到着時等の適切な対応 | 問題なし |
| 施行規則第八条 (産業廃棄物保管基準) | 周囲への囲い及び掲示板が設置された 場所への保管 | 問題なし |

消防法

第三章 危険物 該当（地下タンク貯蔵所）

対象施設：地下タンク（A重油） 管理部門：事務所

| 該当する条項 | 対応事項 | 遵守状況 |
|------------|--|------|
| 第十条 | 指定数量以上の危険物の貯蔵所以外での貯蔵又は貯蔵所及び取扱所以外での取扱禁止 | 問題なし |
| | 危険物の貯蔵又は取扱における技術基準への準拠 | 問題なし |
| 第十一条 | 貯蔵所及び取扱所設置（変更）許可の申請（消防組合長） | 問題なし |
| | 貯蔵所及び取扱所の設置（変更）完了時の完成検査の申請及び技術基準への適合認定 | 問題なし |
| 第十一条の二 | 貯蔵タンクの完成検査前検査の受審及び技術基準への適合認定 | 問題なし |
| 第十二条 | 貯蔵所及び取扱所の技術基準への適合維持 | 問題なし |
| 第十三条 | 危険物取扱者以外の者だけの危険物取扱禁止 | 問題なし |
| 第十三条の二十三 | 危険物取扱者の保安講習受講 | 問題なし |
| 第十四条の三の二 | 貯蔵所の定期点検及び結果の記録、保存 | 問題なし |
| 危険物規制令第十三条 | 地下タンク貯蔵所の標識及び掲示板の設置 | 問題なし |
| 危険物規制令第二十条 | 消火設備の設置（小型消火器2個以上） | 問題なし |

環境管理責任者が中心となり環境関連規制の遵守状況のチェックを行い、水質汚濁防止法、公害防止組織整備法、毒物劇物取締法、廃棄物処理法、消防法の違反はないことを確認しました。

また、関係行政機関、顧客、近隣からの指摘事項、クレーム、訴訟などは、一件もありません。

7. 代表者による評価と見直し

年1回、代表者による環境活動の実施状況の確認と見直しを行っています。今年度の評価および見直し内容は、以下の通りです。

環境方針

環境方針の改定から3年が経過した。グリーン購入への取り組みや環境情報の提供も進み始めており、来年度も現行の環境方針を継続する。基本理念を踏まえた上で、7つの具体的取り組みに邁進すること。

目標・環境活動計画

廃棄物排出量の削減の目標値を達成することができなかった。原因は、環境整備の一環として実施した廃材処理量が計上されたこと、さらに排水処理のスラッジが年度初（前年度からの蓄積分）と年度末ともに排出されたためである。これらの排出を計上しない場合は、目標値を下回る。

今回の廃材処理に伴う廃棄物の排出は目標値設定の際には考慮されておらず、実績として計上すると目標値の達成が困難となる。今後、突発的な廃棄物排出については実績値に計上しないこととする。また通常の排出についても、変動を小さくするため、実際に排出した前後の月にも振り分け、3ヶ月かけて計上するようにすること。（いずれも、「環境への負荷のチェックシート」には実際の排出量を計上する。）

その他の環境経営システムの各要素

エコアクション21の第3回中間審査を受審。指導事項として環境活動レポートの発行の遅れを指摘され、今後は5月中には発行することとした。取りまとめと編集にかかる時間が必要であるが、早めの発行を心掛けること。

現在、環境関連法規の確認が年2回実施となっているが、業務負荷の軽減を図るため、年1回に変更する。ただし、法改正等の情報が入った場合は随時取りまとめの改定を行うこと。